

少人数教育の現状と課題

－ 2017 年度基本法学概論 E クラス状況報告書

木原 正雄

①－1 出席率

(前期)

出席不良者として警告文の対象となる者はいなかった。

ただし、1名は警告文の対象となる直前に出席し、今まで病気により欠席していた旨を申告したため、その後は警告文の対象とはしなかったが、欠席が続き、中退した。

なお、出席率が前年度よりも格段に良くなったわけではなく、個々の受講者はいわゆる「さみだれ式」に欠席していた者が多かった(2回出席1回欠席など)。

(後期)

後期に入ると前期より出席率が下がる傾向になり、特に、9月18日、10月9日の出席率が悪かった。いずれも、祝日であるが平常授業が行われた日である。後期も出席不良者として警告文の対象となる者はいなかったが、個々の受講者はいわゆる「さみだれ式」に欠席していた者が多かった。ただし、12月に入ると出席率はやや向上した。

①－2 欠席者への対応

(前期・後期共通)

欠席者には、小テスト問題、解答用紙、解説プリントを事後に配布し、欠席した回を0点として、出席者の“直し(再提出)”と同様に対応している。成績評価にも反映させているため¹、提出率は出席者の“直し(再提出)”とほぼ同じである。

②－1 2年生が一般的に抱える弱点

漢字が正確に書けない等、いままでに言われてきたことのほかに、下記の4点を指摘することができる。

¹【成績の評価】

① 学期末試験の結果(前後期とも各50%)

② 課題の提出(10%)

③ 小テストの結果と再提出(40%)

(各再提出で満点に達した者には、各自の各回の小テストの満点に1点を加算する。ただし合計で成績評価の40%を限度とする。)

(1)修得したはずの知識が定着していないこと。

例えば、前期授業中試験で90%以上正解した者が、後期初回小テストではほぼ同様の問題を出題しても70%程度の正解率であった。知識が定着しているのは、およそ1か月程度と思われる。後期授業中試験でも、3～4週間前に同一内容の小テストを実施したにもかかわらず、正解率が逆に下がった者もいた。

(2)Eクラスにおいても、憲法、民法、刑法のうち1つは得意科目？と思われる学生が多数いると思われること。裏返して言えば、2つは不得意科目と思われること。

(3)民事法と刑事法の相違を理解していないこと。

例えば、民事法における責任能力についての問題に対し、「無罪である。」などと解答する受講者がそれなりの数いた。

(4)ウォーミングアップ法学、解説プリントの内容を“りくつ”では理解し、これらに準拠した穴埋めは正解できるが、事例に当てはめることができないこと。

例えば、心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤とは何かについてウォーミングアップ法学に準拠して説明したり、穴埋め問題に対応することはできても、後掲(資料1)のような設問では、誰が当事者、第三者に該当し、何が問題となっているかが答えられない者が多い。

前期に解説した「人」などのように、事例へのあてはめがあまりないテーマは理解できるように思われる。

②-2 2年生が一般的に抱える弱点への対応

(3)、(4)については、解答用紙返却時に欄外にコメントを付し、ヒントを与えるようにした。しかし、選択肢の順番を入れ替えて再度出題すると正解できない者もいた。(選択肢の内容ではなく、前回の正答の記号を丸暗記して解答したように思われる。)

3-①前期成績評価

S評価はつけなかった。A評価10名 B評価8名 C評価19名

3-②後期成績評価(過年度生の成績評価を含む)

S評価はつけなかった。A評価9名 B評価12名 C評価16名

(資料1)

【2】次の①～⑩に適切な語句を入れ、XとYとの土地・建物の売買契約について以下の事情があった場合に、妥当な結論を選択肢の中から選びなさい。(各1点)

[事例]

- (1) Xは、本当は売る気がなかったが、Yに「自分の土地と建物を1,000万円で売ります。」と言った。しかし、YはXの真意を知らなかった。
- (2) 事例(1)で、YはXが本当は土地と建物を売る気がないことを知っていた。
- (3) Xは、以前からAに「君の所有する建物を貸してほしい。」としつこく迫られていたが、Aは乱暴なので貸したくないが断るとAから暴力をふるわれても困ると思い、Yと相談して、土地と建物をYに売ったことにして、一時的に土地と建物の登記の名義をYにしてもらった。
- (4) 事例(3)で、土地と建物の名義がYになった後、YがXに内緒で土地と建物をこのような事情を知らないZに売却した。
- (5) Yは、「この土地には地縛霊が住みついている。自分に売らないと祟りがある。」とXのもとに執拗に押しかけ、時価の半分で売却させた。
- (6) 事例(5)で、Yは土地と建物の名義がYになった後、このような事情を知らないZに売却した。
- (7) Yは、そのような事実がないことを知っていながら、Xに「付近に廃棄物処理施設が建設される予定なので地価が下がる」といい、これを信じたXに時価の半分で売却させ、登記の名義がYに移転した。
- (8) 事例(7)で、Yは土地と建物の名義がYになった後、このような事情を知らないZに売却した。
- (9) 事例(7)で、Yは土地と建物の名義がXになった後、このような事情を知っているZに売却した。

表示に対応する ① が存在しない状態を ② という。そのなかで、事例(1)のように表意者が ① と表示の不一致を認識して ③ をした場合を ④ と呼び、事例(3)のように表意者の双方が ① と表示の不一致を認識して ③ をした場合を ⑤ と呼ぶ。

他方、① を形成する段階において他者から不当な干渉を受けた場合、このような意思表示を ⑥ という。事例(5)のように表意者が他人によって「③ をしなければ不利益が自分に及ぶ」という強制状態を作り出されてしまい仕方なく ③ をした場合、⑦ に

よりなされたものとなる。また、事例(7)のように表意者が ① と表示の不一致に気づかずに ③ をしてしまったが、それが他人の言動により引き起こされた場合を ⑧ という。そして、YがXに「付近に廃棄物処理施設が建設される予定なので地価が下がる」といった行為を ⑨ といい、⑨ と ③ の間には ⑩ がなければならない。

[選択肢]

- ① XとYとの土地・建物の売買契約は有効である。
- ② XとYとの土地・建物の売買契約は無効となる。
- ③ Xは、XとYとの土地・建物の売買契約を取り消すことができる。
- ④ Yは、XとYとの土地・建物の売買契約を取り消すことができる。
- ⑤ Xは、Zに本件土地と建物の所有権を対抗することができる。
- ⑥ Xは、Zに本件土地と建物の所有権を対抗することができない。
- ⑦ Yは、Zに本件土地と建物の所有権を対抗することができる。
- ⑧ Yは、Zに本件土地と建物の所有権を対抗することができない。

2018年度基本法学位概論 D・E クラス状況報告書

① 出席率および欠席者への対応

2018年5月末現在で、出席不良者は68名中1名であり、警告文の発送を依頼した。警告文対象者は、その後は出席をしている。

② 小テストの成績

本年度からD・Eクラス合併授業を受け持っているが、D・Eクラスの受講者で小テストの成績に今のところ有意な差は見受けられない（むしろEクラスの受講生に高得点の者がいる。）。

ただ、小テストの「直し」の提出率はDクラスの方が高い。

③ 2年生が一般的に抱える弱点

漢字が正確に書けない等、いままでに言われてきたことのほかに、本年度の今までのところでは、民事と刑事の関係が理解できていない受講者が多い。

例えば下記の設問について、第7回出題分では「無罪」など、第8回出題分では「損害賠償責任を負わない」などと記述する答案が少なからずあった。

(第7回出題←第6回到解説)

[設問] 下記の①～③事例について、Xの責任能力と損害賠償責任について答えなさい。

[事例] XとYがケンカとなり、Xが手じかにあった棒状のものでYを殴打したため、Yは傷害を負った。

- ① XとYはともに21歳の大学生であった。
- ② XとYはともに10歳の児童であった。
- ④ Xは酩酊して、前後不覚の状態であった。

(第8回←第7回到解説)

[設問] 下記の①～③事例について、Xの刑事責任について答えなさい。

[事例] XとYがケンカとなり、Xが手じかにあった棒状のものでYを殴打したため、Yは傷害を負った。

- ① XとYはともに21歳の大学生であった。
- ② XとYはともに10歳の児童であった。
- ③ Xは酩酊して、前後不覚の状態であった。